

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第3回期日(20240627)提出の書面です。

控訴審第6準備書面要旨

1 本書面の目的

第6準備書面では、青山学院大学の谷口洋幸教授の意見書に基づき、国際人権法上の主張を展開した。

2 条約委員会等からの勧告内容の進展

条約機関や国連人権理事会の普遍的定期審査は、国際人権法上の義務の履行確保等のために、締約国・加盟国に勧告を行っている。

2000年代以降、自由権規約委員会等の条約機関は、日本に対して、法律上同性のカップルの法的保護に関して相次いで勧告をしてきた。2022年11月には、さらに踏み込んで、法律上同性のカップルの法律婚へのアクセスを認めるための措置を講じることを勧告した。

また、国連人権理事会の普遍的定期審査においても、これまで日本に対して、性的指向や性自認に基づく差別の禁止と法的保護を強化することが勧告されてきた。2017年の勧告では、法律上同性のカップルの婚姻を承認することを明示的に勧告する国も現れ、2023年には、法律上同性のカップルの婚姻の承認または婚姻類似の制度の導入を日本に勧告した国は大幅に増加した。

世界的にも、いわゆる同性婚を導入した国・地域は増加している。法律上同性のカップルの法的保護という国際的潮流の到達点が、同性カップルの婚姻制度の承認に至ったことは揺るぎない。

3 法律上同性のカップルの家族を形成する権利の国際人権法上の位置づけについて

自由権規約をはじめとする国際人権法上、性自認及び性的指向に基づ

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第3回期日(20240627)提出の書面です。

く差別は許されず、性自認及び性的指向に基づく差別の解消は国家に課せられた義務であるとの理解が確立している。この性自認・性的指向に基づく差別の禁止／差別を解消する国家の義務は、法律上同性のカップルによる家族形成にも及ぶ。

国際人権法上、まず、2000年代に、①平等及び差別禁止と差別からの保護を定める自由権規約26条やそれに相当する人権条約上の条文の解釈として、法律上同性のカップルに対し、法律上異性のカップルの事実婚と同等の権利保障をすることが国家の義務であるとの理解が確立された。

次いで、2010年代に、②私生活及び家族生活の尊重を受ける権利を定める自由権規約17条やそれに相当する人権条約上の条文の解釈として、法律上同性のカップルには家庭を形成する権利があり、法律上同性のカップルが家族生活を実効的に営めるよう法制度を含めた適切な措置をとることが国家の義務であるとの理解が確立した。

さらに、近年では、③平等及び差別禁止と差別からの保護を定める自由権規約2条及び26条やそれに相当する人権条約上の条文の解釈として、婚姻としての保護を与えることが国家の義務であるとの理解が有力となり、自由権規約委員会等がその立場から日本を含む締約国に対し勧告を行うに至っている。

4 憲法24条、14条1項の解釈と国際人権法の関係について

裁判所は、自由権規約等の国際人権法上の義務の履行の確保において重要な一翼を担う国家機関としての責務を果たす必要がある。そのために、先に述べたような、法律上同性のカップルの婚姻・家族形成を法的に保護するという国際的潮流や国際人権法における確立した理解等を立法事実として考慮し、また、自由権規約の解釈を憲法24条及び14

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第3回期日(20240627)提出の書面です。

条1項の解釈指針とすることで、本件諸規定の違憲性を判断しなければならない。

民法戸籍法の諸規定が、法律上同性のカップルに対して、その関係を国の制度によって公証しその関係を保護するのにふさわしい効果を付与するための枠組みすら与えていないことが違憲であるという原判決の判断にとどまらず、さらに踏み込んで、本件諸規定が法律上同性のカップルを現行の法律婚制度から排除していることそれ自体が憲法14条1項、24条1項及び2項に違反するという判断、すなわち、立法府たる国会は、法律上同性のカップルが現行の法律婚制度を利用できるように必要な法改正を速やかに行う義務があるとの判断を下すべきである。

以上